介護保険制度における福祉用具貸与・ 販売種目のあり方検討会(第4回)

令和4年5月26日

参考資料2

# 施策関係参考資料

## 介護保険における福祉用具の選定の判断基準

### 判断基準の概要

- 利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、約4,500の利用事例にを検証、精査し、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を平成16年に作成。
- 基本的な構成は、個々の福祉用具毎にその特性や、利用者の状態から判断して明らかに「使用が想定しにくい状態」及び「使用が想定しにくい要介護度」を提示。
- 福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安であって、基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 車いす-自走用標準型車いすの例

○ 自走用標準型車いすは、要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動したりする福祉用具である。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、座位の基盤となる座(シート)、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。(以下略)

【使用が想定しにくい状態】(認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載)

- □ 歩行:つかまらないでできる
- 車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

## 【使用が想定しにくい要介護度】

- □ 要支援
- 車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

## 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

#### 【目的】

利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

#### 【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関すること。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること。

#### 【評価・検討の流れ】

#### ■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。(11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討)
11月~1月	提案資料の確認。評価検討に必要な情報が不十分な場合、委員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月~3月	評価検討会を開催し、提出された要望について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容を評価・検討。

#### ■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

(イメージ)

保 険 者 · 利 用 者 事 業 者 関 係 団 体 等 委員等による 事前の評価

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会



厚

生

社会保障審議会 介護給付費分科会

働

省

労



告示改正 等の実施

## 介護保険福祉用具·住宅改修評価検討会 構成員 (順不同·敬称略)

氏 名	所 属・役 職	氏 名	所 属・役 職
石田 光広	稲城市 副市長	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	松本 吉央	産業技術総合研究所 人間拡張研究センター
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	山内 繁	NPO法人支援技術開発機構 理事長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	渡邉 愼一	一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長
大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長		令和3年11月時点

## 地域支援事業における任意事業及び介護給付等費用適正化事業の概要

### ○事業の目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

### ○事業の対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者。

## 〇事業の対象者

地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には以下に掲げる事業を対象。

### 介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施。

#### 【主要介護給付等費用適正化事業】

①認定調査状況チェック

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援相談員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村等職員が訪問又は書面 等の審査により点検するもの

②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者から提出又は事業所への訪問調査等により、 市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行うもの

③住宅改修等の点検

(住宅改修)

居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工 状況の点検を行うもの。

(福祉用具)

福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検するもの

④医療情報との突合・縦覧 点検

後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の確認を行うことや受給者ごとに複数月にまたがる支払情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行うもの。

⑤介護給付費通知

利用者本人(又は家族)に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知を行うもの。

#### 【その他】

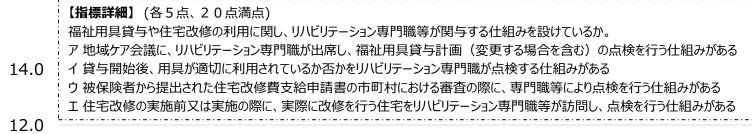
- ⑥給付実績を活用した分析・検証事業
- ⑦介護サービス事業者等への適正化支援事業

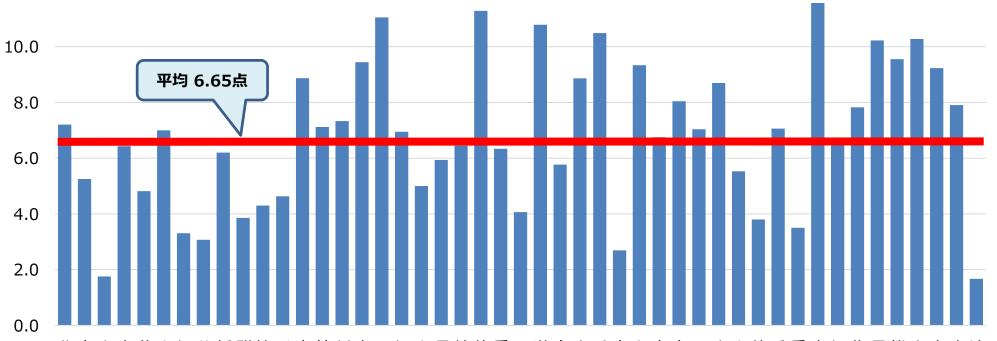
## ケアプランの点検、住宅改修等の点検について

	内容(趣旨)
ケアプランの点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善する。
住宅改修等の点検 (住宅改修の点検 福祉用具購入・貸与調査)	(住宅改修の点検) 保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除する。(福祉用具購入・貸与調査) 保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。

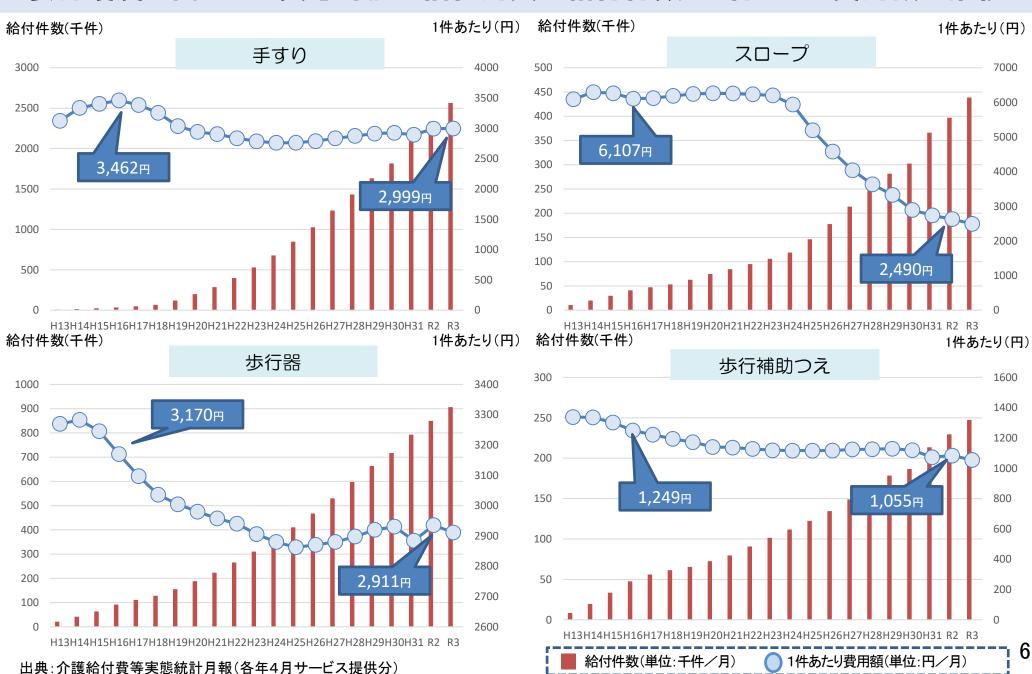
## 令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価結果(市町村分・福祉用具)

- ) 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、Ⅲ(1)⑤「福祉用具貸与や住宅改修の利用に関し、リハビリテーション 専門職等が関与する仕組みを設けているか。」の都道府県別市町村得点は、以下のとおり。
- ・20点満点中、最高点は11.6点(高知県)、最低点は1.7点(沖縄県)、全市町村の平均点は6.65点。
- ※ 上位 3 県:高知県(11.6点)、静岡県(11.3点)、石川県(11.1点)/下位 3 県:沖縄県(1.7点)、岩手県(1.8点)、奈良県(2.7点)





## 要介護度に関わらず貸与可能な福祉用具の給付件数と1件あたり費用額の推移



## 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告 (福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上関係)

## 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(抜粋)

令和2年12月18日社会保障審議会介護給付費分科会

## Ⅲ (福祉用具の安全な利用の促進)

福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、 II 6 ① (介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化) アの取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきある。また、福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点から、福祉用具の事故防止に資する情報を基に、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべきである。

## Ⅲ (福祉用具貸与・販売種目の在り方)

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、 現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保 険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべき である。

## 福祉用具に関する事故等の情報収集

- 福祉用具に関する事故等の情報は、消費者庁、製品評価技術基盤機構、テクノエイド協会、市町村 等がそれぞれ収集している。
- 厚生労働省は令和3年3月より、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時、保険者や関係団体に共有している。

消費者庁	消費生活用製品安全法に基づき事業者から報告を受けた重大製品事故の情報及び消費者安全法に基づき関係機関から通知を受けた重大事故等の情報を、定期的に公表 ※製品起因かどうか原因究明中の事故を含むまた、これらの情報については、事故情報データバンク(消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営)で公表等を行うとともに、必要に応じて、同種事故の発生・拡大の防止を図るための注意喚起を実施
独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)	重大製品事故に該当しない製品事故の情報収集を行うほか、消費生活用製品 安全法に基づく製品事故等の調査を通じ、当該メーカー等に事故防止に向け た対策を働きかけるとともに、製品の安全性を高める規格・基準等の制定支 援や誤使用等の防止に向けた情報を発信
公益財団法人テ クノエイド協会	福祉用具について「製品に起因しない事故」や「ヒヤリ・ハット情報」等を収集し、その要因の分析を行い、ホームページや冊子で情報提供  ※「ヒヤリ・ハット」情報はNITEが公表している事故情報と、当該協会が高齢者介護に携わっている者を対象に行ったアンケート調査の結果等をもとに、事例情報として加工
市町村	居宅サービス等の運営基準に基づき、居宅サービス提供時の事故発生につい て、事業所から連絡を受理

## 介護保険福祉用具「ハンドル形電動車椅子」の安全利用に対する取組

出典:令和2年度老人保健健康増進等事業「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る 調査研究事業 | (一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会)より

○ハンドル形電動車椅子を使用中の死亡・重症事故が継続的に発生していることから、利用者の身体状況や認知機能等の実態把握を行い、<br/>
い、

適切な利用対象者像や使用する際の注意事項を整理した上で、重大事故の発生リスクを低減するための更なる施策と、ハンドル形電動車椅子の提供に 関わる各関係団体への周知を図る必要がある。

#### ハンドル形電動車椅子の貸与実務の把握・確認

【調 査】 ヒアリング調査及びアンケート調査

【対 象】 福祉用具貸与事業所 1,000箇所

【目 的】 福祉用具相談員が担当した事例にもとづいた、

貸与の可否を判断する際の基準やその内容、 事故防止の対応等について実態把握及び課題 抽出を行い、福祉用具貸与におけるハンドル 形電動車椅子の使用中の事故防止に向けたガ イドラインや利用者への安全利用に係る指導 手順書等の策定につなげることを目的とした。

【調査時期】 令和2年10月2日 ~ 令和2年10月31日

【調査方法】 郵送配布・郵送回収またはWEB回収

【回収状況】 ○有効回収数:412件 (回収率:41.2%)

- ・利用者の平均年齢が79.8歳、75歳以上の後期高齢者層であることを踏まえ、多くの福祉用具専門相談員が安全利用に関する評価・指導が重要であることを認識した上で、貸与実務の各プロセスにおいて、安全利用にかかわる評価や指導をきめ細かく実践。
- ・貸与可否の判断や貸与後のモニタリング対応については、福祉 用具専門相談員が主体となって、利用者本人・家族・ケアマネ ジャー等の関係者間で情報共有・協議がなされている。
- ・ハンドル形電動車椅子の安全利用に関わるマニュアルや事故発 生時の対応に関わるマニュアル類が整備されていない福祉用具事 業所は多く存在する。体系的かつ実践的なガイドラインや指導手 順書の必要性が高いと考えられる。

### モデル講習会の実施

策定したガイドライン・指導手順書を相談員に 周知し、内容の理解、ガイドライン・手順書の 内容に関する現場の意見を聴取し、更なる改善 につなげる。



[福祉用具専門相談員向け]
ハンドル形電動車椅子の貸与実務における
安全利用のためのガイドライン
-ハンドル形電動車椅子を安全にご利用いただぐために-

 【福祉用具専門相談員向け 】
 ハンドル形電動車椅子の貸与実務における 安全利用のための指導手順書
 ・ハンドル形電動車椅子を安全にご利用いただために・
 会和3年3月
 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

## 平成27年度の福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し

- 改正の概要(平成26年厚生労働省告示第250号)
  - ・福祉用具貸与計画等に関する内容を追加。
  - ・現行カリキュラムをベースとして、受講者にとって分かりやすい科目への整理を行う。
  - ・介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く。
  - ・時間数については、現行の40時間に10時間を加えた、計50時間とする。
  - ・学習内容の習熟度を確認するため、修了評価(1時間)の仕組みを設ける。

## 【平成27年3月まで】

科目	内容	時間
1. 老人保健福祉に関する基礎知識	老人保健福祉制度の概 要	2
2. 介護と福祉用具に関する知識	介護に関する基礎知識	
	介護技術	
	介護場面における福祉用 具の活用	20
3. 関連領域に関する	高齢者等の心理	
基礎知識	医学の基礎知識	
	リハビリテーション概要	10
4. 福祉用具の活用に 関する実習		80
合	計	40

## 【平成27年4月~】

科目	科目名	時間					
1. 福祉用具と福祉用	福祉用具の役割	1					
具専門相談員の役割	福祉用具専門相談員の役割と職業 倫理	1					
2. 介護保険制度等に	介護保険制度の考え方と仕組み	2					
関する基礎知識	介護サービスにおける視点	2					
3. 高齢者と介護・医療	からだとこころの理解	6					
に関する基礎知識	リハビリテーション	2					
	高齢者の日常生活の理解	2					
	介護技術	4					
	住環境と住宅改修	2					
4. 個別の福祉用具に	福祉用具の特徴	8					
関する知識・技術	福祉用具の活用	8					
5. 福祉用具に係る	福祉用具の供給の仕組み	2					
サービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具貸与計画等の意義と活用	<u>5</u>					
6. 福祉用具の利用の 支援に関する総合演習	福祉用具による支援の手順と福祉 用具貸与計画等の作成	<u>5</u>					
合	<u></u> 습 計						

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

## 福祉用具プランナーについて

## 【福祉用具プランナーとは】

福祉用具に関する高い知識・技術の習得を図り、利用者に対して質の高いサービスを提供できる人材の育成を目的とした資格。

## 【受講対象者】

- 〇福祉用具専門相談員として2年以上その業務に従事している者
- 〇その他福祉用具関連業務に2年以上従事している者であって、原則として現在もその業務に従事している者

## 【受講時間】

100.5時間 (eラーニング48時間、実技・演習・修了試験52.5時間)

## 【開催場所】

介護実習・普及センター、教育機関等

## 【主催】

公益財団法人テクノエイド協会

## 【福祉用具プランナーの社会的役割】

- ○さまざまな福祉用具に関する情報提供者 ○福祉用具全般に対する相談窓口
- ○適切な福祉用具選定の支援者

〇福祉用具の使い方の指導者

○福祉用具に関する苦情の窓口

## (修了者の状況)

年 度	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
修了者数	103	223	595	875	1,189	1,049	1,101	1,399	1,301	1,268	581	485	400	409
累計	103	326	921	1,796	2,985	4,034	5,135	6,534	7,835	9,103	9,684	10,169	10,569	10,978

年 度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
修了者数	397	380	362	621	530	570	478	330	404	117	175
累計	11,375	11,755	12,124	12,745	13,275	13,845	14,323	14,653	15,057	15,174	15,349

## 関係規程 ①

## 福祉用具貸与

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省告示37号)

#### (基本方針)

第193条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下、「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

#### (管理者)

第195条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内 にある他の事業所、施設等の職務に従事できるものとする。

### (設備及び備品等)

**第196条** 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、<u>指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない</u>。ただし、第二百三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

- 2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。
- 一 福祉用具の保管のために必要な設備
  - イ 清潔であること。
- □ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- 二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

#### (指定福祉用具貸与の基本方針)

第198条 指定福祉用具貸与は、<u>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、</u> その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

## 関係規程 ②

## 福祉用具貸与

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省告示37号)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第199条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、<u>利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行う</u>とともに、当該<u>福祉用具の使用方法、</u> 使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該 福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、<u>貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、</u> 使用方法の指導、修理等を行う。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるととも に、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅 サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。
- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。
- 第199条の2 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特 定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければ ならない。
- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、<u>福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉</u> 用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

## 関係規程 ③

### 福祉用具貸与

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省告示37号)

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

- 第201条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。
- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の研修、維持及び向上に努めなければならない。

#### (記録の整備)

- **第204条の2** 指定福祉用具貸与事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 <u>指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備</u>し、その完結の日から 2年間保存しなければならない。
  - 一 福祉用具貸与計画
  - 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
  - 三 第二百三条第四項に規定する結果等の記録
  - 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
  - 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### (準用)

第205条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条並びに第百一条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業において準用する。 ~略~

#### ※準用元

(事故発生時の対応)

- 第37条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 関係規程 ④

## 居宅介護支援

「指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省告示38号)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

**第13条** 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

#### 一 ~ 五 (略)

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている 指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営 むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

### 七(略)

- 八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

### 十 ~ 二十一 (略)

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

####